

年利  
1.20%

# 共済積立貯金をご存じですか？

貯金事業は、貯金者の積立金を運用し、運用益を還元することで福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

## ● 積立の種類

定例積立	臨時積立
毎月給与から一定額控除して積立しています。	給与からの控除又は銀行振込みにより積立しています。

## ● 積立金の運用

積立金は、国債・地方債・政府保証債・格付けの高い財投債の他、金銭信託や定期預金により運用しています。  
共済積立貯金は福祉事業の一環として行っていることから、ペイオフ制度の対象外となります。  
そのため万が一に備え、貯金額の5%を欠損金補てん積立金として積立しており、平成30年度末の積立額は約23億円になります。  
また、その他に積立金を約8億円積立しています。

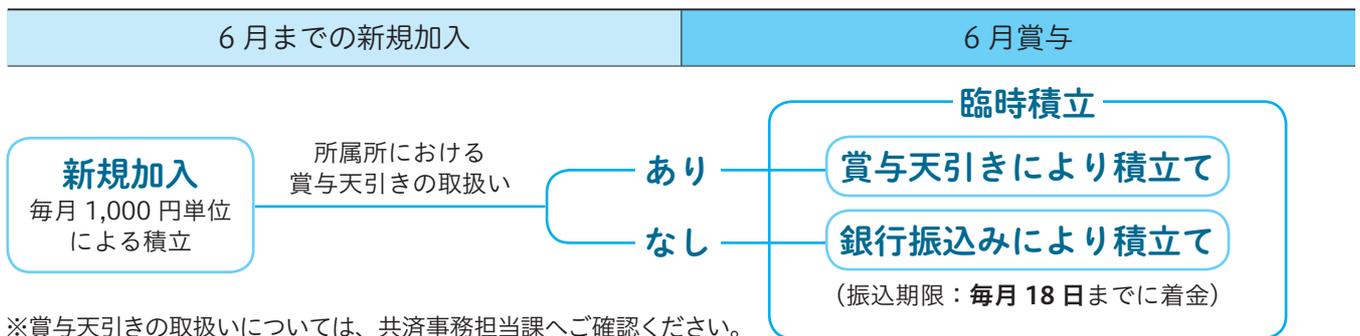
## ● 加入方法

組合員であればいつでも加入することができますので、「貯金加入申込書及び印鑑届」を共済事務担当課へご提出ください。**書類の提出期限は毎月5日当組合必着**となります。

## ● 預入限度額

預入限度額は1人当たり**3,500万円**となります。

## 6月までに加入することで夏のボーナスを積立てることができます



5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
24 31	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	

■ : 「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限   ■ : 払戻送金日   ■ : 各申込書共済提出期限   ■ : 臨時積立振込期限

- 解約金は、5月は28日、6月は29日、7月は30日に送金します。
- 臨時積立をする場合は、**臨時積立申込書を共済事務担当課へ提出後、期限までに振込みをお願いします。**
- 専用の振込依頼書を使用し、県内の足利銀行で振込むと手数料は無料となります。
- 所属所における締切日は、共済事務担当課へお問い合わせください。